

「若年者・非正規雇用労働者」の 採用や人材育成および企業内のキャリアアップ に取り組む事業主の皆さまを様々な施策で支援します

厚生労働省では、若年者・非正規雇用労働者の雇用支援策として、以下の3つの事業を新たに実施しています（一部の事業は平成25年度から実施予定）。事業主の皆さまがこれらの取組みを実施することにより、労働者の士気・能力の向上等を通じた企業の生産性の向上、優秀な人材の確保・定着が期待できます。皆さまの取組みへの支援策の主な内容は以下のとおりです。

施策名	対象	取組内容	支援
若者応援企業 宣言事業 (※1)	若者の採用・育成に積極的であり、詳細な企業情報・採用情報を公開する中小・中堅企業	ハローワークに学卒求人・一般求人を提出し、「宣言基準」を満たした企業を「若者応援企業」として、提出された求人を「若者応援企業求人」として公開	・重点的に若者とのマッチング ・労働局のホームページに「若者応援企業」として企業名等を掲載し、PR
若者チャレンジ 奨励金 (若年者人材育成・ 定着支援奨励金) (※2)	35歳未満の非正規雇用の若者を雇い入れる事業主	自社内の正社員として雇用することを前提に、自社内での実習(OJT)と座学(OFF-JT)を組み合わせた訓練を実施	助成金の支給
キャリアアップ 助成金 (※3)	有期契約労働者、短時間労働者および派遣労働者等の非正規雇用の労働者をキャリアアップを行う事業主	企業内のキャリアアップに向けた取組を実施 ・正規雇用・無期雇用転換 ・人材育成 ・処遇改善 ・健康管理 ・短時間正社員 ・短時間労働者の労働時間拡大	助成金の支給

※1 「若者応援企業」の名称の使用期間は求人の提出日から原則、その事業年度末までとなりますのでご注意ください。

※2 若者チャレンジ奨励金は、平成25年度末までの時限措置であり、予算額の範囲内での支給となりますので、予算額に達した場合は、中止となります。ご注意ください。

※3 キャリアアップ助成金の活用にあたっては、事業所ごとに「キャリアアップ管理者」の配置および「キャリアアップ計画」の作成が必要になりますのでご注意ください。

各施策を活用する上で必要な要件については、施策ごとのリーフレットまたはお近くの都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください。



事業主の皆さまへ

● 日本再生人材育成支援事業 ●

奨励金のご案内

～非正規雇用労働者も含めた人材の育成を支援します～

健康、環境、農林漁業分野等（※1）において、雇用する労働者（非正規雇用の労働者を含む）に対して、一定の職業訓練を実施した事業主や、被災地の復興のために必要な建設関係の人材育成を行った事業主は、以下の7つの奨励金が利用できます（裏面もご覧ください）。

（※1）対象分野には、医療・介護、情報通信業、建設業の一部、製造業の一部などが含まれます。詳しくは、裏面をご覧ください。

奨励金名	対象労働者	対象事業主	概要
非正規雇用労働者育成支援奨励金	①有期契約労働者 ②正規雇用の労働者以外の無期契約労働者（短時間労働者・派遣労働者を含む）	健康、環境、農林漁業分野等の事業を行う事業主	一定の職業訓練を行った場合に、 訓練に係る賃金および経費相当分 を支給
正規雇用労働者育成支援奨励金			一定の職業訓練を行った場合に、 訓練に係る経費相当分 を支給
海外進出支援奨励金（留学）	正規雇用の労働者	健康、環境、農林漁業分野等の事業を行い、 海外未進出 であって、国内雇用を維持しつつ海外展開を図ろうとする事業主	正規雇用労働者を国外に留学させた場合に、 留学に要した費用や住居費・交通費の一部 を支給
海外進出支援奨励金（送り出し）			既に海外進出している企業の海外子会社等に一定期間、正規雇用労働者を外向させて、実地訓練を行う場合に、 訓練に要した費用や住居費・交通費の一部 を支給
被災地復興建設労働者育成支援奨励金	被災3県（※2）で就労する労働者	被災3県に所在する事業所を有する事業主	被災地の復興に必要な建設関係の人材を育成・確保するために必要な訓練を行った場合に、 訓練に要した費用や宿泊費 を支給

（※2）岩手県、宮城県、福島県

※ 事業期間を延長し、平成25年度末まで実施します。

平成25年3月に、2つのメニューを追加しました！

奨励金名	対象労働者	対象事業主	概要
人材育成型労働移動支援奨励金 (再就職コース)	直近の離職の理由が事業主都合である正規雇用労働者	健康、環境、農林漁業分野等の事業を行う事業主	一定の職業訓練を行った場合に、 訓練に係る賃金および経費相当分 を支給
人材育成型労働移動支援奨励金 (出向コース)	出向または移籍により受け入れた労働者		

支給対象分野

以下の分野に該当する場合に支給対象となります。

日本標準産業分類		分類番号
大分類A—農業、林業		農業:1-1 林業:1-2
大分類B—漁業		2
大分類D—建設業	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する建築物等を建築しているもの	3
大分類E—製造業	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する製品を製造しているもの	4-1
	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する事業を行う事業所との取引関係があるもの	4-2
大分類F—電気・ガス・熱供給・水道業の中の 中分類33—電気業		5
大分類G—情報通信業		6
大分類H—運輸業・郵便業		7
大分類L → 中分類71— 学術・開発研究機関	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する技術開発を行っているもの	8
大分類N → 中分類80 → 小分類804—スポーツ施設提供業 例)フィットネスクラブ		9
大分類O → 中分類82 → 小分類824 → 細分類8246—スポーツ・健康教授業 例)スイミングスクール		10
大分類P—医療、福祉		11
大分類R → 中分類88—廃棄物処理業 例)ごみ処分量		12
その他(上記以外)	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する事業を行っているもの 例)エコファンド	13

(注) 支給対象分野に該当するかどうか不明な場合は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。